

(10) 東信地区－旧小諸保健所（小諸市）

① 概要

旧小諸保健所の跡地である。この土地の取得までの経緯は次のとおりである。

表 38 旧小諸保健所取得等の経緯

平成 5年 7月	旧小諸保健所が他所に移転
平成 7年 2月	小諸市が取得
平成 8年 11月	長野県住宅供給公社が取得
平成 9年 1月	公立学校共済組合が取得
平成 14年 3月	長野県が取得

県は小諸地区教職員住宅予定地として本物件を購入しているが、現在、所管課である保健厚生課では教職員住宅の建設を断念し、売却処分を予定している。

教職員住宅に関しては、①教職員数の減少、②交通事情の変化による遠距離通勤の増加、③宿舎の老朽化、などの理由から、入居率が低下しており、さらに県財政の悪化などの要因もあり、平成 13 年度から新規の建設を凍結している。

売却を進めるためには、隣接者との境界確定が必要となる。隣接者とは旧小諸保健所があった時期に消火栓の破裂や擁壁の崩落などのトラブルがあったこともあり、そのため境界確定が進んでいない。

面積は 2,268.05 m²で、【写真 1】でわかるように現在は更地となっている。写真左側は国道で前方が小諸市街方面、手前側が佐久市方面となっている。



【写真 1】旧小諸保健所（小諸地区教職員住宅予定地）

② 意見

2,268.05 m²とある程度の面積があり、形状もほぼ長方形で特に悪くない。【写真1】の国道も自動車の通行量は多く、利用価値は高いと思われる土地である。ただし、県有地としての適切な利用方法は見出し難く、売却という県の方針は適切と思われる。

売却のためには近隣者との境界確定を速やかに実行する必要があるが、そのことについて保健厚生課では、近隣者の理解を得ながら、境界確定などの売却処分に向けての作業を順次進めていきたいとしている。しかしながら、旧小諸保健所移転から16年、県有地となってから7年以上も境界確定が進んでいない現状を鑑みると、このままでは方針だけが示され、実際の作業が伴わない可能性も考えられる。県においては、隣接者の意向も勘案しながら、今後の作業を着実に進めていく必要がある。

(11) 中信地区－旧木曾山林高等学校

① 区分

調査依頼土地（本来の事業に活用されていない財産）

② 財産管理者

木曾青峰高等学校

③ 財産の所在地

木曾町新開 4236－1

④ 財産の概要

土 地				
地目 (現況)	面積 (㎡)	現在評価額 (H18 評価替) (千円)	取得時期 及び由来等	土地のみの 取得価格 (千円)
学校用地	29,135.61	341,344	M43.3～S62.8	—

建 物					
建築年月	構造	階数	延床面積 (㎡)	棟数	宿舎の 戸・室数
S36.11 ～ H13.7	—	—	11,916.34	25	—

⑤ 現在の状況と後利用の予定

旧木曾山林高等学校は平成 19 年 4 月に旧木曾高等学校と統合され、平成 20 年度末閉校して以降、旧木曾山林高等学校の校舎は未利用財産となっている。

旧木曾山林高等学校の閉校にあたり県では、施設の処分を含めた活用策を検討してきた。その結果、校庭部分については地元自治体である木曾町への有償譲渡が実現したものの、その他の施設部分については閉校後も活用策が決まっていない。しかし、一方で旧木曾山林高等学校の施設のうち、教育振興会館、林業体育特別教室の一部、相撲場及び寄宿舍は、現在も木曾青峰高等学校が授業または課外活動等で利用している。また、旧体育館も木曾青峰高等学校の課外活動で使用

されることがあるため、未利用と結論付けることはできない。未利用となっているのは、インテリア棟、本館・管理棟の全て、林業体育棟の3階・4階部分とプールとその他の付属施設となる。

このため、閉校となった旧木曾山林高等学校の施設は現在、一部は未利用で一部は本来の授業のために利用中であるといえる。また同校は森林環境科が授業で利用する演習林に隣接しているため、演習林から切り出した木材の解体のための実習や一時保管の場所、雨天時の待機場所等として現在も教育上の役割を担っている。



⑥ 意見

a. 未利用施設の有効活用の検討のための一層の努力について

県は、地元自治体や地元住民等との後利用懇話会等を通して、資産の有効利用を検討している。しかし、現在のところ、今後の使用の目途は立っていない。施設の一体としての利用のみならず個々の施設により、地域のコミュニケーションの場や倉庫利用等の潜在的な幅広い利用の可能性を検討する必要がある。また、必要に応じて、地元住民以外からの利用の可能性も検討することも考えられる。

b. 教育振興会館の利用方法

教育振興会館は通称「蘇水会館」と呼ばれ平成13年に同窓会が29,400千円の建設費用をかけて建築し、同校に寄付したものである。

1階部分は、倉庫となっており、林業関係の専門書を保管している。同会館は使い勝手がよく、2階は会議室になっている。この会議室は旧木曾山林高等学校の校舎に立ち入る際や、旧木曾山林高等学校の同窓会の会議会場などになることはあるが、通常は閉鎖しているとのことである。

寄付者の意思を尊重し、会議室や倉庫のみではなく、教育や林業等の振興や同窓生のために、より有効な利用を検討することが望まれる。

(12) 中信地区－旧五霊宿舎

① 区分

未利用県有地

② 財産管理者

木曾青峰高等学校

③財産の所在地

木曾郡木曾町福島 4688－3 他

④ 財産の概要

土 地					
地目 (公簿)	地目 (現況)	面積 (㎡)	現在評価額 (H18 評価替) (千円)	取得時期 及び由来等	土地のみの 取得価格 (千円)
宅地	宅地	869.97	8,443	S41.10.6 S43.4.30	寄附

建 物					
建築年月	構造	階数	延床面積 (㎡)	棟数	宿舎の 戸・室数
S41.12 S44.3	CB	1	40.32 49.67	2	2

⑤ 物件の状況

当物件は、平成13年12月に用途廃止となった旧職員宿舎である。近隣には新しく建設された職員宿舎があることから宿舎用地としての利用は考えられず、公道に接していないことから単独での売却も困難であると考えられる。また、当物件は現在使用中である青峰高等学校の合宿所に隣接している。